

九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会規約（改正案）

（名称）

第 1 条 この会議は、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づき組織することとし、名称を「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、九頭竜川、北川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（地域メディア連携検討会）

第 5 条 協議会に地域メディア連携検討会を置く。

2 地域メディア連携検討会は、別表 3 の職にある者をもって構成する。

3 地域メディア連携検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 地域メディア連携検討会は、地域コミュニティの防災力強化につなげるため、より地域に沿ったリスク情報や水害・土砂災害情報について、テレビや新聞、ラジオ等のそれぞれが有する特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための情報発信・伝達の取組を関係者で連携して実施し、各機関での取組内容の共有と連携関係の構築を図ることを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第 2 項によるもののほか、地域メディア連携検討会構成員の同意を得て、別表 3 の職にある者以外の者に検討会への参画を呼びかけ、賛同が得られた者から参画していただき、順次拡大することができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 的確な避難行動、水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び地域メディア連携検討会は、原則非公開とし、結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年5月28日から施行する。

本規約は、令和元年 6月 5日に一部改正する。

本規約は、令和2年 6月15日に一部改正する。

本規約は、令和3年 6月 3日に一部改正する。

本規約は、令和7年 3月19日に一部改正する。

本規約は、令和8年 2月 日に一部改正する。

別表 1（協議会委員）

福井市長
小浜市長
あわら市長
坂井市長
永平寺町長
若狭町長
福井県土木部長
福井地方気象台長
九頭竜川ダム統合管理事務所長
福井河川国道事務所長
（オブザーバー）
電源開発株式会社 九頭竜電力所長
北陸電力株式会社 大野水力センター所長
中部運輸局 鉄道部 安全指導課長
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 安全推進室長
えちぜん鉄道株式会社 代表取締役社長
福井鉄道株式会社 代表取締役社長
株式会社ハピラインふくい 代表取締役社長

別表 2（幹事会）

福井市 危機管理課	危機管理課長
福井市 建設部 河川課	河川課長
小浜市 総務部 防災防犯課	防災防犯課長
小浜市 産業部 都市デザイン課	都市デザイン課長
あわら市 建設課	建設課長
坂井市 建設部 建設課	建設課長
永平寺町 建設課	建設課長
若狭町 環境安全課	環境安全課長
福井県 土木部 砂防防災課	砂防防災課長
福井地方気象台	防災管理官
九頭竜川ダム統合管理事務所	管理課長
福井河川国道事務所	副所長
（オブザーバー）	
電源開発株式会社	九頭竜電力所長代理
北陸電力株式会社	大野水力センター課長
中部運輸局鉄道部	安全指導課係長
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	安全推進室室長代理
えちぜん鉄道株式会社	運輸部長
福井鉄道株式会社	鉄道部課長
株式会社ハピラインふくい	運輸部長

別表 3（地域メディア連携検討会）

株式会社 朝日新聞社
株式会社 日本経済新聞社
株式会社 毎日新聞社
株式会社 読売新聞社
株式会社 産業経済新聞社
株式会社 福井新聞社
株式会社 中日新聞社
株式会社 日刊県民福井
NHK（日本放送協会）
福井テレビジョン放送株式会社
福井放送株式会社
さかいケーブルテレビ株式会社
こしの都ネットワーク株式会社
福井ケーブルテレビ株式会社
美方ケーブルネットワーク株式会社
株式会社嶺南ケーブルネットワーク
株式会社ケーブルテレビ若狭小浜
福井県
福井地方気象台
九頭竜川ダム統合管理事務所
福井河川国道事務所